

平成 23 年 9 月 26 日

株主各位

会 社 名	株式会社テンポスバスターズ (コード番号 2751 JASDAQ)
代表者名	代表取締役社長 森下 和光
問合せ先	管理部 及川 哲郎
T E L	03-3736-0319 (代表)

### 株主代表訴訟に係る公告

当社は、平成 23 年 9 月 14 日に、当社個人株主 1 名から代表取締役（当時は取締役）に対して損害賠償を請求する株主代表訴訟を提起（平成 23 年（ワ）第 21996 号）した旨の、平成 23 年 9 月 9 日付訴訟告知書を受領いたしましたので、会社法 849 条 4 項の規定により公告いたします。

#### 記

#### 1、原告

株式会社タイヨウ  
代表取締役 杉山扶美子

#### 2、被告

代表取締役（当時取締役）

#### 3、訴えの概要

平成 18 年に、株式会社テンポスバスターズは株式会社あさくま（以下「あさくま」）に 4 億 7,320 万円の出資をしたが、これは、当時のあさくまの経営状態を精査せずに行ったものである。出資に同意した取締役としての任務懈怠責任を追及するとして、4 億 7,320 万円を請求するものです。

#### 4、当社の見解

平成 23 年 8 月 25 日開催の取締役会にて、当社が被告側へ補助参加することを決定し、平成 23 年 9 月 5 日開催の監査役会で監査役全員から同意（会社法 849 条 2 項）を得ております。

株主（株式会社タイヨウ）は、平成 23 年 4 月 25 日到達の内容証明郵便で、当社監査役に対して会社法 847 条 1 項に基づき当社代表取締役（当時取締役）等の責任追及をし、前項 3 の任務懈怠に基づく損害の賠償を求める訴訟を提起するように請求をしました。それに対し監査役が詳細な調査を行った結果、経営判断は合理的な情報収集や分析・検討を踏まえた上で行われており、その判断は合理的なものであり、任務懈怠は認められないと判断いたしました。その結果、提訴する必要がないものとして、監査役は原告株主に対し、平成 23 年 6 月 18 日付「不提訴理由の通知書」を以って責任追及の訴えを提起しない旨通知をしております。

#### 5、業績に与える影響

本訴訟は株主が代表取締役 1 名を訴えているものであり、当社の業績に影響はありません。

以上